

特別支給手続開始決定公告

令和6年7月29日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和6年第2号
- 2 特別支給手続開始決定の年月日 令和6年7月29日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年10月頃から平成24年6月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

福田裕志は、株式会社フリーワールド（以下「F社」という。）の代表取締役としてその業務全般を統括掌理するものであり、F社及び株式会社ウイングネット（以下「W社」という。）によって形成される会社グループの構成員は、福田及びW社代表取締役山崎和哉らの指揮命令に基づき、不特定多数の者に対して電子メールを送信してF社及びW社が運営するいわゆる出会い系サイト（以下「サイト」という。）へ誘導した上、芸能人又は芸能人の所属する事務所関係者らを装い、サイトの有料サービスであるメール送受信機能を利用してメールの送受信を継続していれば、芸能人本人の連絡先メールアドレスの教示を受けられ、あるいは、同芸能人の所属する事務所関係者らから謝礼金等の支払を受けられるなどうそを言い、被害者らをその旨誤信させ、よって、被害者らに、サイトの有料サービスを利用するためのポイント購入代金名目で、福田らが管理する他人名義の口座に現金を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 主な犯行手口

不特定多数の者に電子メールを送信して、F社又はW社が運営する出会い系サイトに誘導し、芸能人及びそのマネージャー等を装ったW社等の従業員らとの電子メールの送受信を反復継続すれば、芸能人のメールアドレスの教示や謝礼金等の支払いを受けられる旨説明し、同サイトの利用代金名目で現金をだまし取る、いわゆるサクラサイト商法。

(2) 本件犯行に使用されたサイトの名称は、以下の76名義。被害者は、このうちのいずれか1つ又は複数を利用。

「アイリス」「アクア」「ウェルスイー」「ウェルスイー plus」「エアー」「エリアス」「エルフ」「オアシス」「オペラ」「オリーブ」「オンエアー」「カラーズ」「キュート」「クレール」「恋モバ」「ご近所サーチ」「ご近所無料サーチ」「コンタクト」「シェリー」「シャイン」「シルエット」「ジュピター」「スウィート」「ステラ」「スマイル」「セレクト」「タンブラー」「チェリー」「徒然」「ティアーズ」「出会い広場」「ディープス」「ドリーム」「ナチュラルラブ」「ノエル」「ハニー」「ハピネス」「パシャ」「パピヨン」「パラダイス」「ビームス」「ピース」「ピーチ」「ピクシー」「ピンクローズ」「フィーリング」「フェアリーメール plus」「フェイス」「フェスタ」「フリージア」「フリースタイル」「フレンズ」「プラチナ」「プラチナム」「プラネット」「プレミアム」「ポストロ」「マリアージュ」「ミラクル☆」「ミンクス」「メールチューブ」「メルチュ」「ライラック」「ライン」「ラヴァーズ」「リアル」「ロマンス」「ARIA」「BEAMSプラス」「COLLECTION」「E-m@i1」「EXE」「LOVEサーチ」「NOW」「RIIZE」「Today」

(3) 本件犯行により被害者らが現金を振込送金した銀行口座の名義は、以下の52名義。

*以下の名義は、複数の金融機関で口座開設されていたものである。

「株式会社アース」「株式会社アイン」「株式会社アクセル」「株式会社アクタス」「株式会社アップル」「株式会社アリオス」「株式会社イーグル」「株式会社インフィニティ」「株式会社ウィズ」「株式会社エクシア」「株式会社オーエスピー」「株式会社オーゼット」「株式会社クリスタル」「株式会社クロス」「株式会社クワトロ」「株式会社グローバル」「株式会社コムシス」「株式会社ゴールド」「株式会社ストリーム」「株式会社スミス」「株式会社セレス」「株式会社ソシア」「株式会社テクノ」「株式会社トリプルエックス」「株式会社ドリームスペース」「株式会社ニーズ」「株式会社ネクスト」「株式会社ハイステージ」「株式会社バイオ」「株式会社バジーナ」「株式会社パシフィック」「株式会社ビッグウェーブ」「株式会社ファイブスター」「株式会社ファイン」「株式会社プライム」「株式会社ベストワン」「株式会社ミラクル」「株式会社ユニオン」「株式会社ラルゴ」「株式会社レニエ」「株式会社ロワール」「有限会社アイティエスシー」「合同会社アトラス」「合同会社イースト」「合同会社ウエーブ」「合同会社ウエストサイド」「合同会社ゼア」「合同会社テックス」「合同会社ピース」「合同会社メインロード」「合同会社ライジング」「合同会社レックス」

5 残余給付資金の額 金8億4965万9504円

6 特別支給申請期間 令和6年7月29日から令和6年9月20日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人の氏名 福田 裕志

(2) 裁判所名 東京地方裁判所

(3) 裁判年月日 令和元年7月22日

(4) 確定年月日 令和3年2月22日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、F社の代表取締役としてその業務全般を統括掌理するものであり、F社

及びW社によって形成される会社グループの構成員は、被告人及びW社代表取締役山崎和哉らの指揮命令に基づき、不特定多数の者に対して電子メールを送信してF社及びW社が運営するサイトへ誘導した上、芸能人又は芸能人の所属する事務所関係者を装い、サイトの有料サービスであるメール送受信機能を利用してメールの送受信を継続していれば、芸能人本人の連絡先メールアドレスの教示を受けられ、あるいは、同芸能人の所属する事務所関係者らから謝礼金等の支払を受けられるなどとうそを言い、被害者らとその旨誤信させ、よって、被害者らに、サイトの有料サービスを利用するためのポイント購入代金名目で、被告人らが管理する他人名義の口座に現金を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪 名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線4392